

# 制限付一般競争入札（事後審査型）公告

下記の工事について制限付一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和6年5月2日

契約者 多可町長 吉田一四  
担当 財政課 近藤

## 記

番号	第 5060223 号		
担当課	多可町役場建設プロジェクト課		
件名	旧上下水道センター改修工事		
場所	多可町中区岸上 地内		
工期	本契約日 から 令和7年2月28日		
概要	【工事種別】 建築主体工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式		
応募方法	単体企業もしくは共同企業体（併願は不可） 共同企業体は「多可町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成26年3月告示6号改正）の一般共同企業体に規定するもので、令和6年4月18日までに受付済みのものとする。		
入札方式	制限付一般競争入札（事後審査型）		
入札参加申込期日等	令和6年5月17日（金）17時00分 ※制限付一般競争入札（事後審査型）参加申込書を電子入札システムより送信すること		
入札日時	令和6年6月7日（金）9時00分～令和6年6月10日（月）11時00分 ※土日祝はシステム停止につき、入札できません。		
開札日時	令和6年6月11日（火）9時00分 予定		
入札保証金	免除		
契約保証金	多可町財務規則第105条の規定による。		
低入札価格調査制度	有		
前金払（中間前金払）	有	部分払	有（中間前金払との併用不可）
契約	多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により町議会の議決案件であるため、落札決定後、町が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項に規定する本契約となる。		
設計図書配布	入札参加申込者に E-mail にて送信。 事前配布を希望する者は、財政課（shitugi@town.taka.lg.jp）に連絡。		
入札参加資格	登録業種	建築工事業	
	建設業許可区分	建築工事業について特定建設業の許可を受けている者	
	配置技術者の要件	① 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があるもの。 ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加の申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。 また、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。 ※ 上記については、建設業法で定める必要な有資格者を専任で配置することを求める工事の場合。非専任の工事の場合は対象外。	

	③落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。
現場代理人の要件	①建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。 ②落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、前述にかかわらず工事現場の運営等に支障がなく発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。 ③現場代理人の契約期間中の変更については、配置技術者の考え方に準ずるものとする。
地域要件等	北播磨県民局管内に本店を有する者
経営評価の要件	建設業法に規定する経営事項審査結果の建築一式工事に係る総合評定値多可町外に本店を有する者は975点以上あること。 多可町内に本店を有する者は810点以上あること。
技術的要件 (施工実績)	平成26年度以降に、延床面積500㎡以上の建築物の新築・改修の実績を有するもの。
その他	(1) 本工事に係る設計業務受託者（石塚電建株式会社 石塚設計一級建築士事務所）と資本面、人事面において以下の関連が無い者 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者 イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第2項の規定に基づく多可町の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。 (3) 公告日現在、「多可町入札参加資格者名簿」に登録されていること。 (4) 建設業法に規定する経営事項審査結果通知書の有効期間が、本契約締結予定日（令和6年6月下旬）までであることが、入札参加申込期日までに確認できること。 (5) 多可町の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日に受けていないこと。 (6) 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 過去、多可町の発注した建設工事にかかる成績が65点未満であった者は参加できない。
現場説明会	無（ただし、入札参加申込者により事前に現場確認を行うこと）
質問の受付方法	質疑書の受付はメール（shitugi@town.taka.lg.jp）のみ。 質疑書様式は多可町ホームページを参照のこと。
質問の受付期日	令和6年5月20日（月）17時00分
質問の回答方法	入札参加者の登録されているメールアドレスに一斉回答 ※回答予定日 令和6年5月31日（金）
入札参加確認資料等	①建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建築工事業の特定建設業許可が確認できるもの ②経営規模等評価結果通知書の写し（最新かつ建築工事事における完成工事高を有するもの） ③ 配置予定の技術者調書 ④ 技術者の資格が確認できる証明書等の写し及び直接的かつ恒常的な

	雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等） ⑤ 官公庁発注手持ち工事リスト
資料提出（落札候補者）	開札後、速やかに入札参加確認資料を提出すること。
資料提出（調査対象者）	開札後、3日以内に多可町低入札価格調査制度取扱規程第5条に規定する資料を提出すること。
電子入札参加申込 （ID・パスワードの取得）	左記手続きが未完である者は、即日対応できない場合もあるため、早期に手続きをすること。（多可町HP参照）
その他	入札参加資格がない者による入札及び虚偽の記載等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、多可町指名停止基準により指名停止とする。また、この公告に定めがないことについては、多可町財務規則及び多可町電子入札運用基準の規定による。

以上